甲府市農業委員会9月定例総会議事録

- 1. 日 時 平成30年9月28日(金曜日)午後2時00分から2時41分
- 2. 会 場 甲府市南公民館
- 3. 出席委員(18名)

会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦

【農業委員】

 1番 保坂 敬夫
 2番 福島 昌之
 3番 矢崎 正勝
 4番 米山 夫佐子

 5番 落合 洋子
 6番 田中 由美
 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫

 9番 菊島
 建 10番 關野
 登 11番 森 信二 12番 花形 満寛

 13番 末木 瑞夫
 14番 土屋 正人 16番 小林 雅宗 17番 山本 一

4. 欠席委員(1名)

15番 萩原 爲仁

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 青木 進

農地係 係 長 斉藤 欣也

係 長 佐野 慶一

主 事 一ノ瀬 匠

振興係 主 任 丸山 由香

技 師 吉澤 雅貴

6. 議 案

議案第1号 農地法第5条の規程による許可申請について

議案第2号 平成30年10月告示分農用地利用集積計画について

議案第3号 平成30年10月告示分農地中間管理権に係る農用地利用 集積計画について

議案第4号 農用地利用配分計画(案)について

議案第5号 農地等の利用最適化に向けた「農地等の利用調整活動」の 推進に関する申し合わせ決議(案)について

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条の規定による届出について(市街化区域届出)

報告第4号 農地法第5条の規定による届出について(市街化区域届出)

報告第5号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局(斉藤係長)

それでは、平成30年度9月定例総会を始めます。

本日の会議は、農業委員定数 19 名中 18 名の出席があり、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

つづきまして、西名会長より ごあいさつ をいただきます。会長お願いいたします。

○議長(西名会長)

《 西名会長 挨拶 略 》

○事務局(斉藤係長)

ありがとうございました。では、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議 長を務め会議を進めて参ります。会長よろしく、お願いいたします。

○議長(西名会長)

ただ今から、甲府市農業委員会9月定例総会を、農業委員会等に関する法律、並び に甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参りますのでお願いします。

それでは最初に、9月定例総会の議事録署名委員ですが、議席の順番により、10番の關野登委員、11番の森信二委員のお二人にお願いしたいと思います。

それでは早速、議案の審議に入っていきたいと思います。議案第1号は農地法第5条の規定による許可申請についてです。事務局より説明をお願いします。

○事務局(一ノ瀬主事)

続きまして議案書2ページの4番、地図は4ページの5条No4をご覧ください。申請 地の所在・地目・面積・賃貸人・賃借人については議案書記載のとおりです。向町交 差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面・西面・北面は宅地、南面は道路と なっています。農地区分は、第 2 種農地と判断しました。賃借人は隣接地において○ ○○○○○○○○○○する予定であり、○○○が不足し土地選定していたところ、 申請地が立地条件及び利便性に適していることから、取得し〇〇〇に転用したいとの ことです。転用後は○○○○○○○○○○○○○○○として整備する予定です。 続きまして議案書5番、地図は5ページの5条No.5 をご覧ください。申請地の所在・ 地目・面積・賃貸人・賃借人については議案書記載のとおりです。南部市民センター から○○mほど○○に位置する農地で、東面は雑種地及び農地、南面は農地、西面・ 北面は道路となっています。農地区分は、第 1 種農地ですが、不許可の例外で、申請 に係る土地の周辺地域に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置される ものと判断しました。賃借人は○○○○○○○○○○○いたが、○○○○により○ の〇〇〇〇が不足し土地選定していたところ、申請地が立地条件及び利便性に適して いることから、取得し○○○○に転用したいとのことです。

続きまして議案書6番、地図は6ページの5条No.6をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。長昌院から〇〇mほど〇〇に位置する農地で、東面・南面・西面は農地、北面は宅地となっています。農地区分は、第1種農地ですが不許可の例外で、申請地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものと判断しました。譲受人は譲渡人の〇〇にあたり、昭和〇〇年9月頃より、〇〇〇〇として転用していたことから、今回始末書添付による申請となります。

続きまして、議案書3ページの7番、地図は7ページの5条No.7をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。中道橋南詰交差点から○○mほど○○に位置する農地で、東面は雑種地及び宅地、南面・

○議長(西名会長)

事務局からの説明が終わりました。ここで、地元委員からの補足説明をお願いしま す。1番、2番の案件は千代田地区ですので、末木委員よりお願いします。

〇千代田地区委員(末木委員)

1番、2番の案件については事務局の説明のとおりです。よろしくご審議の程お願いします。

○議長 (西名会長)

ありがとうございました。

つぎに3番の案件は甲運地区ですので、森委員よりお願いします。

○甲運地区委員(森委員)

3番の案件ですが、事務局の説明のとおりです。○○○○も含めてクリアされている とのことなので、ご審議の程よろしくお願いします。

○議長 (西名会長)

ありがとうございました。

つぎに4番の案件は玉諸地区です。田中委員よりお願いします。

○玉諸地区委員(田中委員)

地図を見ていただくと、現地への出入りが不便なため、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を通れるようにして、この〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が西側にあるので、そちらに搬送などもスムーズにできるようにということでこの農地を転用する必要があるとのことです。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 (西名会長)

ありがとうございました。

つぎに5番の案件は山城地区です。米山委員よりお願いします。

○山城委員(米山委員)

山城地区の米山です。よろしくお願いします。説明は事務局のとおりです。 ご審議の程よろしくお願いします。

○議長 (西名会長)

ありがとうございました。

つぎに6番、7番の案件は中道地区です。土屋正人委員よりお願いします。

○中道地区委員(土屋正人委員)

6番の案件ですが、事務局の説明のとおりです。譲渡人と譲受人は○○の関係ですが、 所有権の移転をする際に地目変更をしてないということに気づき、事務局から説明が あったとおり始末書を添付して申請したということです。7番の案件は、事務局の説明 のとおりです。よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長 (西名会長)

ありがとうございました。案件について地元委員さんから補足説明いただきました ので、これより質疑に入ります。皆様からご意見やご質問はありますか。

≪ 意見なし ≫

○議長 (西名会長)

特別質問はないようなので、採決をいたします。

議案第1号の1番から7番の案件について賛成の方は、挙手をしてください。

≪ 全員替成 ≫

○議長 (西名会長)

ありがとうございました。全員の方のご賛成をいただきましたので、議案第 1 号の内、4 番 5 番の案件については、1,000 ㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問して参ります。他の案件につきましては、1,000 ㎡未満ですので、許可書の交付をして参ります。

つぎに、報告第1号から第4号について事務局より説明してください。

○事務局(一ノ瀬主事)

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書 4 ページからご覧ください。 先月の総会案件のうち、5 条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いず れの案件も許可相当との答申を受けました。次のページからは平成 30 年 8 月 14 日か ら 9 月 14 日までに受理しました各種の届出を掲載しております。それぞれの転用目的 や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知に つきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長 (西名会長)

今、事務局から報告事項の1号から4号について説明がありました。 報告事項ではありますが、皆さんの方からご不明な点があったらお願いします。

≪ 意見なし ≫

○議長(西名会長)

無いようなので、報告事項ですので、ご了承願いたいと思います。

つぎに、議案第2号は 平成30年10月告示分 農用地利用集積計画についてです。 また、関連がありますので報告第5号も事務局より一緒に説明してください。

○事務局(吉澤技師)

今月は、新規設定1件、再設定3件、計4件の申出がありました。

議案書 12 ページの表は、新規設定です。中道南地区からの申出がありまして、合計面積は 2, 183 ㎡です。中段の表を見ますと、平成 30 年度の目標面積 110, 600 ㎡に対し、設定面積は 63, 525 ㎡となり、達成率は 57%となります。

続いて13ページの表は、再設定です。玉諸・中道北・中道南地区からの申出があり

まして、合計面積は5,643 m°です。中段の表を見ますと、平成30年度の目標面積376,000 m°に対し、設定面積は113,729 m°となり、達成率は30%となります。

14ページ1番は新規設定。14ページ2番から15ページ4番は再設定となっています。補足説明が必要となる、法人の案件を読み上げさせていただきます。その他につきましては、記載のとおりとなっています。

引き続き、19 ページ、農用地利用集積計画の解約の報告です。3 件の解約となります。解約の内容、理由につきましては、記載のとおりとなっております。解約の届けが提出されましたので報告いたします。以上です。

○議長(西名会長)

事務局からひととおり、説明が終わりました。

ここで、1 件、法人の問題がありますので、こちらについては地元委員から説明をいただくことになっていますので、2 番の案件について中道地区の土屋三千雄委員よりお願いします。

〇中道地区委員(土屋三千雄委員)

2番の案件ですが、白井河原橋の○○に位置する場所です。持主は○○○の方で、借り手の○○は、その近辺を借りて一生懸命○○○○をしていますので、私は大丈夫だと確信しています。よろしくお願いします。

○議長 (西名会長)

ありがとうございました。

それでは質疑に入ってまいります。皆様から、質問や意見はありますか。

≪ 意見無し ≫

○議長 (西名会長)

それでは、意見も無いようなので採決いたします。

議案第3号の案件について賛成の方は、挙手をしてください。

≪ 全員賛成 ≫

○議長(西名会長)

ありがとうございます。 賛成多数ですので議案第2号、利用権設定の案件については、決定して参ります。

つぎに議案第3号は、平成30年10月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について、また関連がありますので、議案第4号農用地利用配分計画(案)について、一括して事務局より説明してください。

○事務局(吉澤技師)

説明に入る前に、中間管理事業について少し説明させていただきます。中間管理事業については、貸し手から中間管理機構が借り受けそれを借り手へ貸し付ける事業となっております。そのため、議案第3号で利用集積計画、議案第4号で利用配分計画と分かれています。それらをふまえた上で議案第3号・第4号を一括して説明します。議案書は16ページ、記載のとおり中道北地区より1件の申出がありました。

17 ページ1番、借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。また、関連になります、18 ページをご覧頂きまして、借り手・貸し手及び、所在、地目、面積、利用目的、貸借期間については、記載のとおりとなっております。中間管理機構を活用する経過としましては、山本一委員・深田推進員が、耕作放棄地となっていた農地の所有者へ訪問をしたことがきっかけになりました。農地の所有者である貸し手は、農業を行っておらず、耕作放棄地になってしまい解消するにも資金がなく困っていました。また、隣接地の借り手が規模拡大を考えており、耕作放棄地を解消したのであれば農地を借りたいとのことでした。そこで、両委員が耕作放棄地の解消に関する事業などを、農政課や農業委員会と相談する中で、中間管理機構を活用した借受整備事業を受けることが可能であることがわかり、今回耕作放棄地を解消し貸借することとなりました。説明は以上です。

○議長(西名会長)

ありがとうございました。

新しい体制になってからは、この中間管理機構に係る問題は始めてでございます。 事務局からひととおり説明があったり、経過の説明をいただいたところです。委員 の皆さまにはご苦労様でした。あらためて地元委員であります山本委員から説明をお 願いします。

〇中道地区委員(山本委員)

今、事務局で説明していただいたとおりですが、この耕作地の所有者は約○○年位前に亡くなって、○○の後継者がいるのですがそれぞれ○○○○○○だったため○○○○○○○○○○○になっていました。地域の方々も心配していたのですが、隣の認定農業者の方が、耕作できる状態になれば借りて耕作してもいいという話が出て、私たちが農業委員になった直後から話をしてきました。後継者も農業はやっておらず、○○○○○で、若くて資金も無く、借りてもらうには○○○をしなければならないため相当経費もかかるということで、どんな制度があるのか農政課や農業委員会に相談させていただき、中間管理機構に支援していただいて整地したものを貸付してもらうことになりました。よろしくご審議の程、お願いします。

○議長(西名会長)

ありがとうございました。

こういう課題が、良い事例として周りに波及して、問題解決に繋がる内容だと理解しました。何か皆さんの方で、この事例について説明がありましたが、質問やら、もうちょっと聞いてみたいなどありましたら、お願いします。いかがでしょうか。

≪ 意見無し ≫

○議長 (西名会長)

それでは特別、意見も無いようなので、ここでこの案件について採決をいたします。 ご賛成の方は、挙手をしてください。

《 全員賛成 》

○議長(西名会長)

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第3号の中間管理機構に係る利用権設定及び、議案第4号の農地利用配分計画については、決定をしてまいります。

つぎに、本日最後の議案となります議案第5号は、農地等の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」の推進に関する決議(案)についてです。事務局より説明して下さい。

○事務局(丸山主任)

議案書の最終ページ、20ページをご覧ください。

こちらは、9月18日に「かいてらす」で行われた農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会で県農業会議から説明がありましたので、皆さんもご承知のことと思います。平成28年4月に、農業委員会等に関する法律の改正により、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須事務となり、農業委員会の重要な業務として位置づけられました。しかし、ほとんどの市町村農業委員会が新制度に移行したにもかかわらず、全国的に農業委員・最適化推進委員が関わったことによる「農地等の利用調整活動」が進んでおりません。このため、国からの強い意向により山梨県でも、山梨県農業会議、山梨県農業委員会協議会、山梨県農業委員会職員研究会の3団体から各市町村農業委員会に対し、9月中に「農地等の利用の最適化に向けた『農地等の利用調整活動』の推進に関する申し合わせ」の決議を行い、農業委員、最適化推進委員の皆様方の意思統一をすることになりました。また、10月から来年1月までの4ヶ月間を強化月間と設定し、積極的な「農地等の利用の最適化の推進」を行うことになります。この趣旨を踏まえ、甲府市農業委員会でも本日開催の9月定例総会において皆様に賛同をいただき、決議していきたいと思います。以上です。

○議長 (西名会長)

今、事務局からこの問題について、経過と説明があったところでございます。18 日の研修に参加していただいた方は十分理解していただいていると思いますが、そうでない皆さんも、全国あるいは山梨県の市町村の現状は話のあったとおりです。

なかなか思うような成果が挙がっていないというのがあります。我々も現場に行ってこの問題が成果が挙がっていかないと農業が衰退してしまうという大きな問題でして、自らも意思統一するなかでしっかりもう一度スタートし直すことをしなければいけないところです。県下の市町村が10月から1月の強化月間に向けて、決議をして再スタートしていこうという内容でございます。皆さんのご理解をいただく中で決定いただければありがたいと思います。皆さんの方から何か、ご意見や質問がありましたらお願いします。

≪ 意見なし ≫

○議長(西名会長)

それでは、特別ご意見も無いようですので、議案第5号の農地等の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」の推進に関する決議(案)ですが、県下統一した内容でございます。今日甲府市の農業委員会でも(案)を決定していきたいと思います。ご賛成していただける方は挙手をお願いします。

≪ 全員賛成 ≫

○議長 (西名会長)

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、決定をして参り たいと思います。

○議長 (西名会長)

それでは以上で、9月定例総会の議案の審議は皆さんのご協力でスムーズに終了いた しましたが、何かご意見等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

≪ 意見なし ≫

特別無いようですので、9月の定例総会、皆さんの進行にの協力に感謝し、議長の席をおろさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時41分 閉会

会	攴	 (EJJ)
議事録署名	委員	(f)
議事録署名	委員	(F)